

立川市ヤングケアラーへの対応に
関するアンケート調査報告書
(居宅介護支援事業所等対象)

令和7年10月実施分

令和8年3月

立川市福祉部地域福祉課

目次

第1章 本調査の概要	3
1. はじめに	4
2. 本調査の概要	4
3. 集計・分析に関する留意点	4
第2章 調査結果	5
1. 回収状況	6
2. 集計結果	6
① 基本情報について	6
(1) 回答者の役職	6
(2) 回答者の職種	6
(3) ケアマネジャーまたは相談員の数	7
(4) ケアマネジャーまたは相談員一人あたりの担当人数（平均）	7
② 貴施設・貴事業所におけるヤングケアラーへの認識と対応について	8
(5) ヤングケアラーの定義の認知度	8
(6) ヤングケアラーという言葉の概念の認知度	8
(7) ヤングケアラーの実態把握	9
(8) ヤングケアラーと思われる子ども・若者の把握方法	9
③ ヤングケアラーの定義を踏まえたうえでの事業所の支援状況	9
(9) 現在または過去に支援した家庭にヤングケアラーと思われる（可能性を含めて）子ども・若者がいたか	9
(10) ヤングケアラーと思われる子ども・若者に対する支援経験	10
(11) ヤングケアラーと思われる子ども・若者に対して、どのような支援をしたか	10
(12) ヤングケアラーと思われる子ども・若者に対して、支援をしない理由	11
(13) ヤングケアラーと思われる（可能性を含めて）子ども・若者がいるか「わからない」理由	12
④ ヤングケアラー支援に関するご意見	13
(14) ヤングケアラー支援を進めるために必要なこと	13
(15) 学校と福祉・医療等の連携の具体的な進め方	14
(16) ヤングケアラー支援の「世帯全体への支援」で効果的なこと	15
(17) ヤングケアラー支援の「ヤングケアラー自身への支援」で効果的なこと	16
(18) ヤングケアラー支援の「ケアを必要としている相手に対する日常的・緊急時の支援策」で効果的なこと	17

(19) その他総合的にヤングケアラーへの具体的な支援として効果的と思われること	17
(20) 現在把握しているヤングケアラーの年代	18
(21) ヤングケアラーを把握した場合の情報提供	19
(22) ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うこと、アンケートの感想、立川市に求める支援や悩み、要望など	19
第3章 分析	21
1. ヤングケアラーへの事業所等での対応状況	22
2. 現在把握しているヤングケアラーの年代	22
3. ヤングケアラー支援を進めるために必要なこと	22
4. 効果的なヤングケアラー支援	23
第4章 質問項目	24

第 1 章

本調査の概要

1. はじめに

ヤングケアラーに対する総合的な支援策を検討するために、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターを対象に、支援をするなかでヤング・若者ケアラーが抱える悩みや困りごとに気づいた場合の対応状況と課題についてアンケートを実施した。

2. 本調査の概要

目的	アンケート結果を、ヤングケアラーに対する総合的な支援策を検討する際の参考資料とする。
対象者	市内居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター
調査方法	回答は事業所として把握し、一事業所一回答。 QRコード読み取りまたは、URL入力によりインターネットのフォームから回答。
調査項目	事業所が高齢者等を支援するなかで、世帯にヤングケアラーがいることに気づいた際の対応及び課題を把握するために、設問は本市で検討し設定した。
調査期間	令和7年10月10日（金）から10月24日（金）まで

3. 集計・分析に関する留意点

- 回答結果の割合（％）は有効サンプル数に対し各回答数の割合を小数点第2位で四捨五入しているため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ）であっても合計が100%にならない場合がある。
- 複数回答（2つ以上選択肢を選択できる質問）の場合、回答は選択肢ごとに有効回答数に対してそれぞれ割合を示しているため、合計が100%を超える場合がある。
- 集計サンプル数が少ない属性項目については1サンプル当たりの重みが大きく比率が変動しやすいため利用には注意を要する。
- 自由記述による回答の集計・分析にあたっては、個人の特定につながる情報（人名・固有名詞等）をすべて削除したうえで図表の作成及び回答例の掲載を行っている。

第 2 章

調査結果

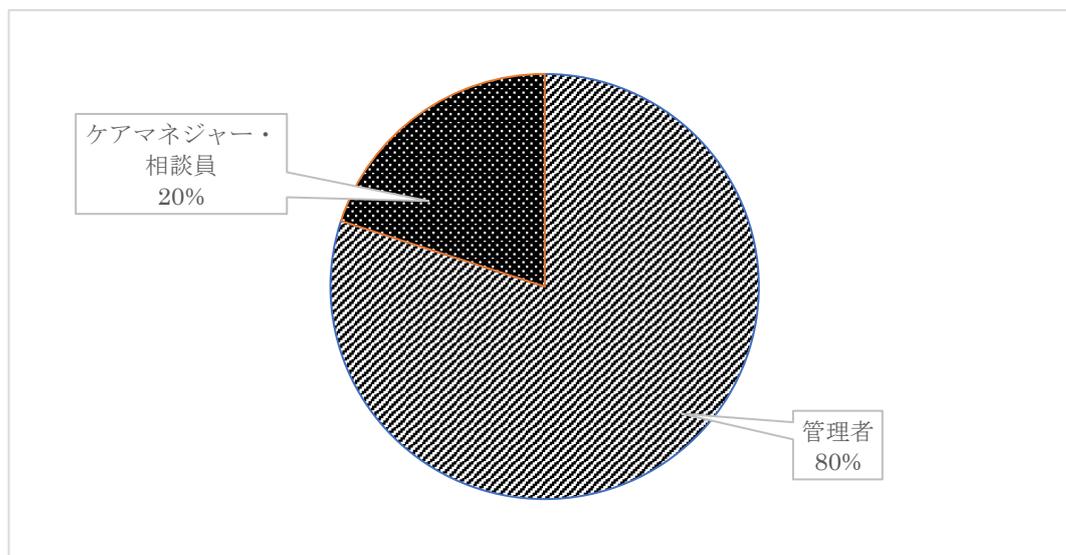
1. 回収状況

アンケートの依頼は、居宅介護支援事業所 46 か所、地域包括支援センター 6 か所の合計 52 か所へ依頼し、25 か所から回答があった。回答率は 48%。

2. 集計結果

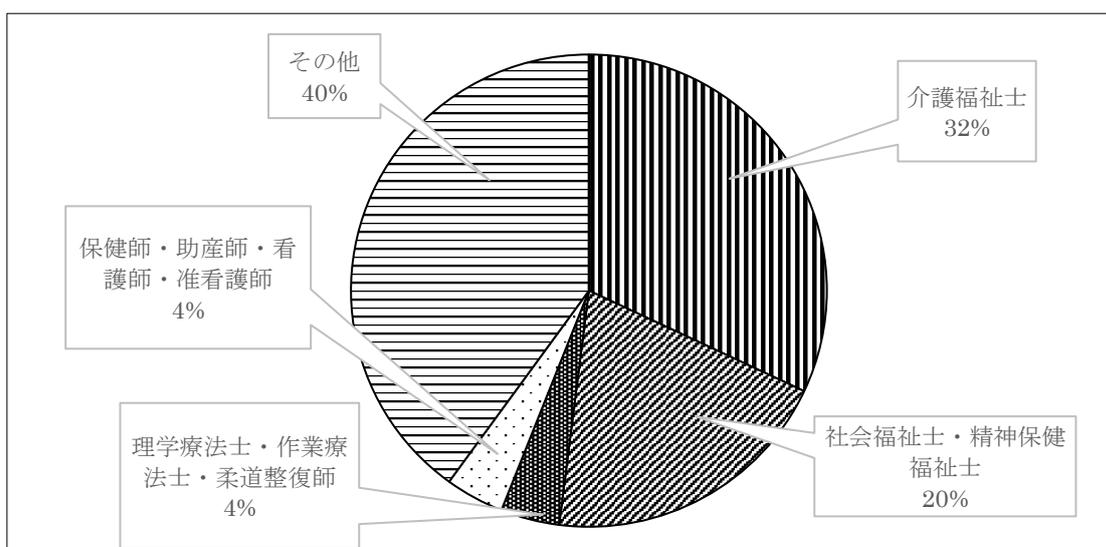
① 基本情報について

(1) 回答者の役職



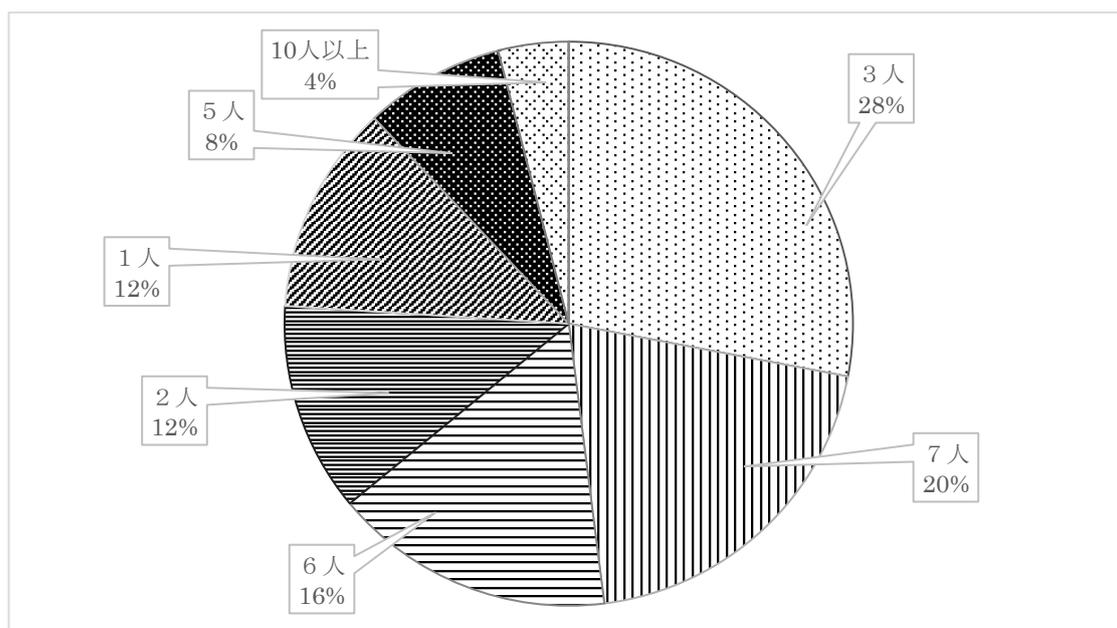
(2) 回答者の職種

その他 10 人（40%）の職種は介護支援専門員との回答で、元職種は不明。



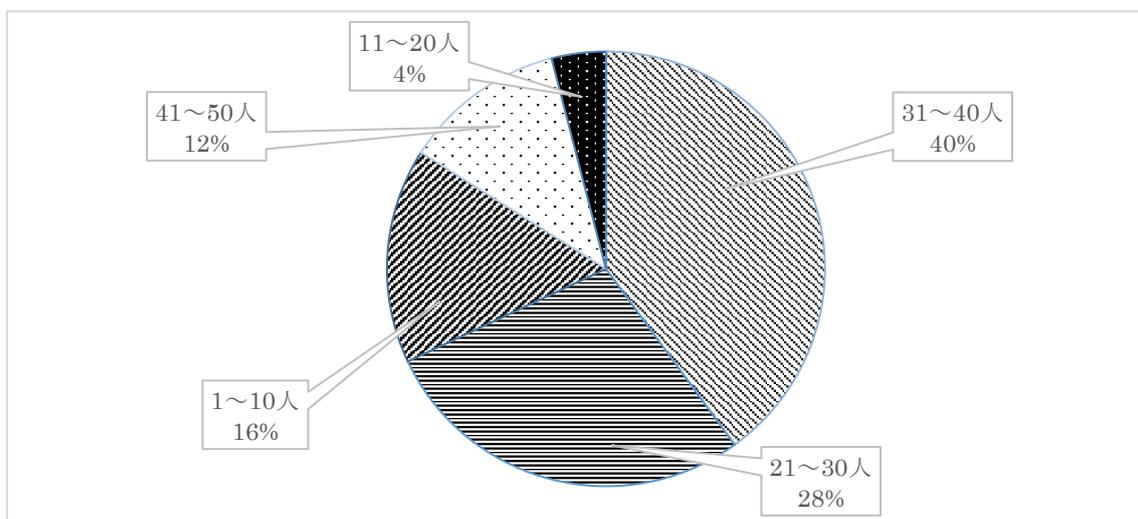
(3) ケアマネジャーまたは相談員の数

施設・事業所に在籍するケアマネジャー（介護支援専門員）または相談員の数は、3人が最も多く7事業所（28%）、7人が5事業所（20%）、6人が4事業所（16%）、1人及び2人がそれぞれ3事業所（12%）、5人が2事業所（8%）、10人以上が1事業所（4%）。



(4) ケアマネジャーまたは相談員一人あたりの担当人数（平均）

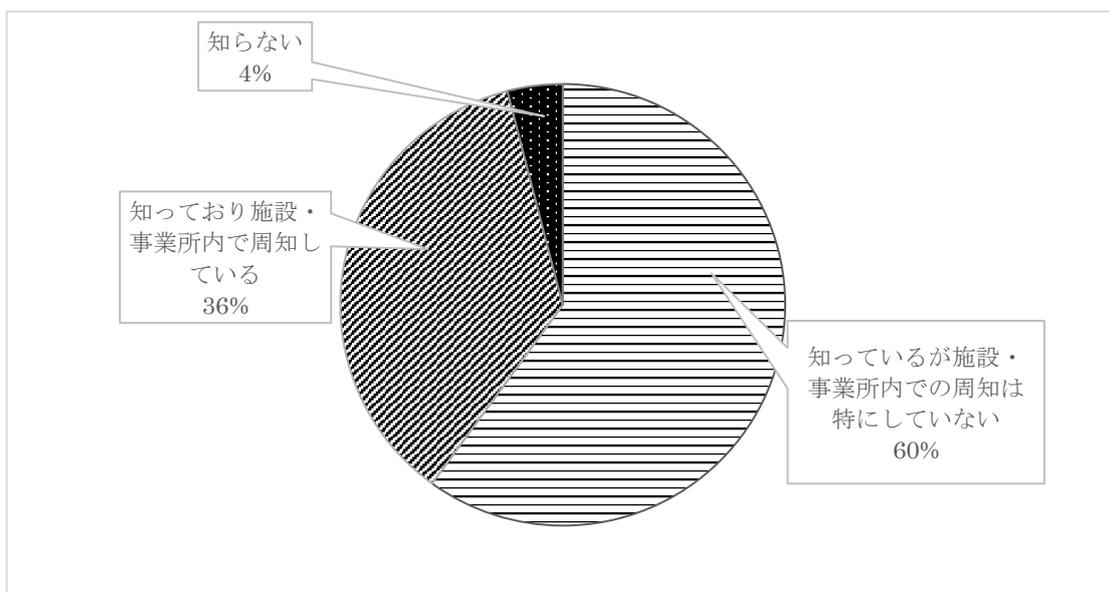
ケアマネジャー（介護支援専門員）または相談員一人あたりの担当人数の平均は、31～40人が最も多く10事業所（40%）、次いで21～30人が7事業所（28%）、41～50人を担当している事業所も3事業所（12%）あった。



② 貴施設・貴事業所におけるヤングケアラーへの認識と対応について

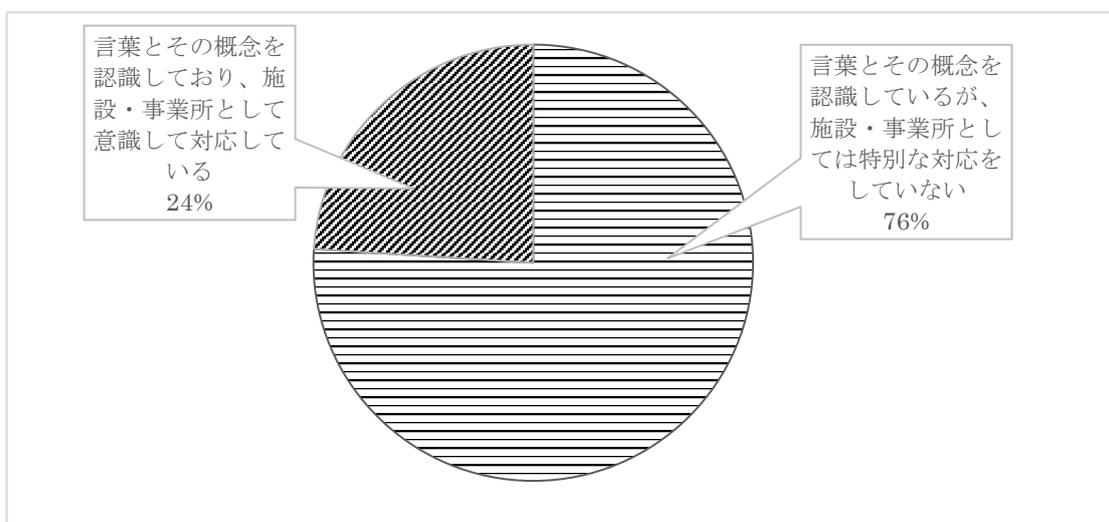
(5) ヤングケアラーの定義の認知度

知っており、施設・事業所内で周知している 9 事業所 (36%)、知っているが、施設・事業所内での周知は特にしていない 15 事業所 (60%)、知らない 1 事業所 (4%)。



(6) ヤングケアラーという言葉の概念の認知度

言葉とその概念を認識しているが、施設・事業所としては特別な対応をしていない 19 事業所 (76%)、言葉とその概念を認識しており、施設・事業所として意識して対応している 6 事業所 (24%)。



(7)ヤングケアラーの実態把握

回答なし

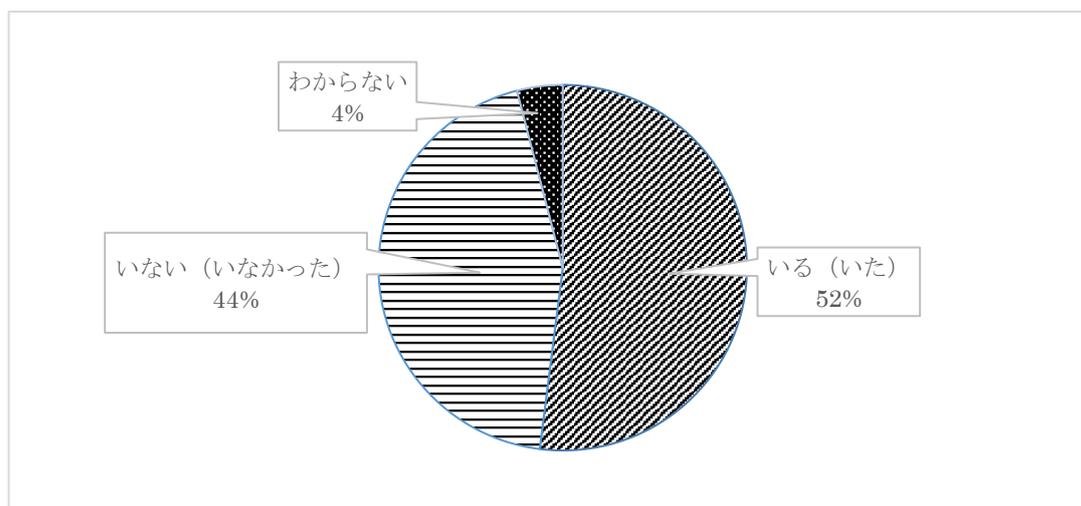
(8)ヤングケアラーと思われる子ども・若者の把握方法

回答なし

③ ヤングケアラーの定義を踏まえたうえでの事業所の支援状況

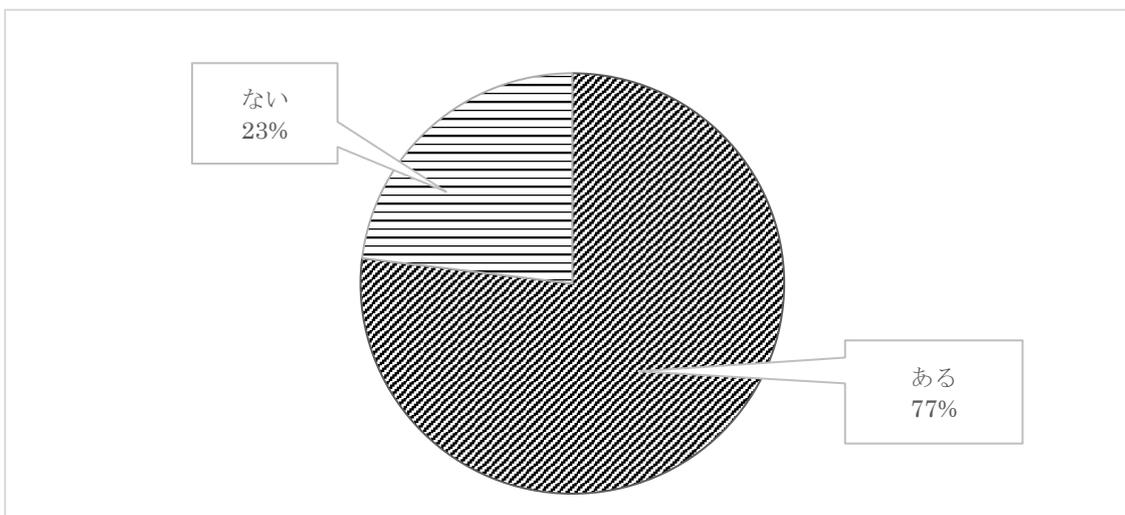
(9)現在または過去に支援した家庭にヤングケアラーと思われる（可能性を含めて）子ども・若者がいたか

支援している世帯の中にヤングケアラーがいる（いた）と回答している事業者は25のうち13事業所（52%）。いない（いなかった）が11事業所（44%）、わからない1事業所（4%）。



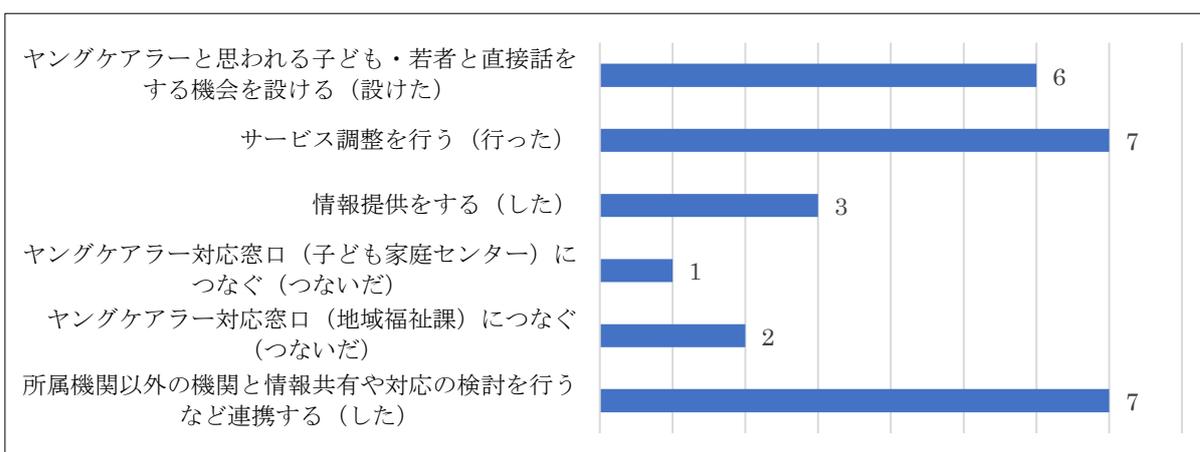
(10) ヤングケアラーと思われる子ども・若者に対する支援経験

ヤングケアラーに対する支援経験は 13 事業所回答のうち 10 事業所 (77%)。



(11) ヤングケアラーと思われる子ども・若者に対して、どのような支援をしたか

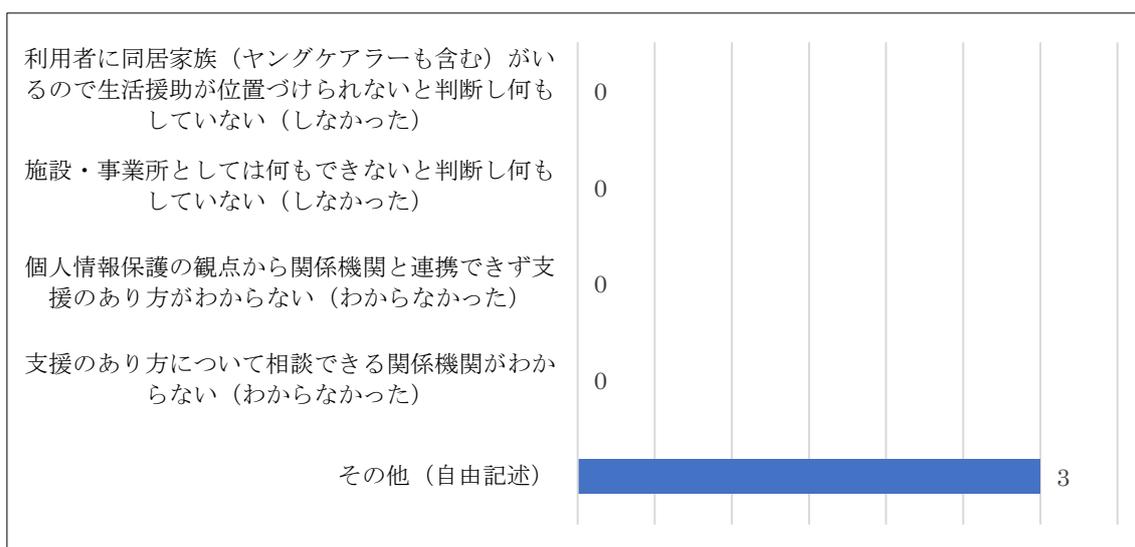
ヤングケアラーへの対応経験がある 10 事業所の支援内容としては、サービス調整を行う (7 件)、所属機関以外の機関と情報共有や対応の検討を行うなど連携した (7 件) が最も多く、次いで、ヤングケアラーと直接話をする機会を設ける (6 件)、情報提供をする (した) 3 件となっており、介護保険サービス・高齢者サービス提供調整の中で世帯・家族支援を含めた環境調整も担っていることがわかる。また、ヤングケアラー窓口 (子ども家庭センター) につないだ (1 件)、ヤングケアラー窓口 (地域福祉課) につないだ (2 件) もあった。



(12) ヤングケアラーと思われる子ども・若者に対して、支援をしない理由

ヤングケアラーに気づきながらも支援した経験がない3事業者の理由としては、以下のとおり。支援は、緊急性の有無で判断されていることが分かる。

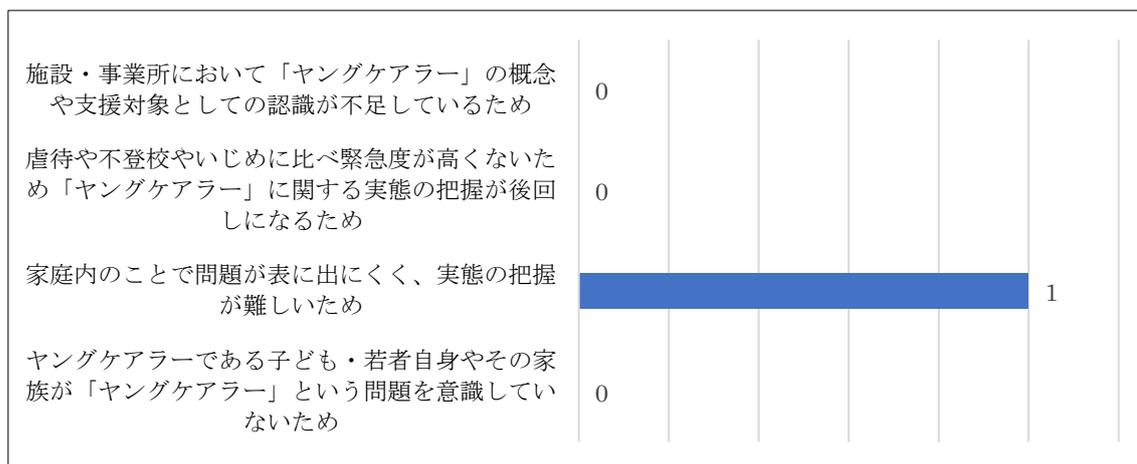
- 一人だけではなく、他に家族や子どもが複数人おり、気にはなるが現状、緊急性までは感じない状況と判断。キーパーソンやその親に当たる方に話をする中で必要以上の負担にならないように配慮できるようお話をさせていただいた。
- 高齢福祉課*や地域包括支援センターと協働して、本人の入所を進め、早急に対応できたので支援まではしなかった。
- 緊急性や必要性のある支援がなかった。



* 回答原文のとおり掲載。現高齢政策課。

(13) ヤングケアラーと思われる（可能性を含めて）子ども・若者がいるか「わからない」理由

(9) の設問で、支援した家庭にヤングケアラーがいる（いた）か「わからない」と回答したひとつの事業所は、ヤングケアラーに気づけない理由を、家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しいを選択。

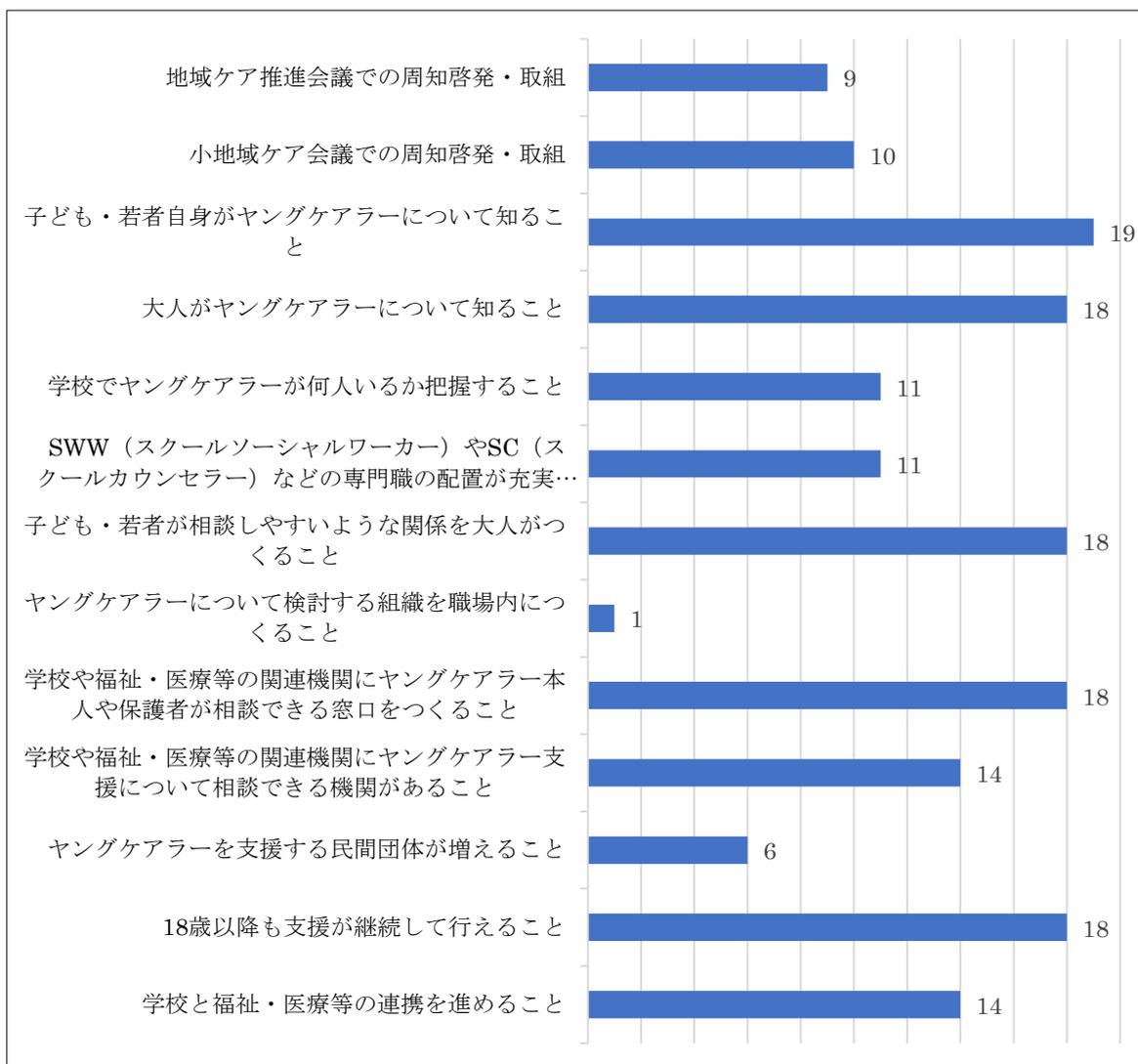


④ ヤングケアラー支援に関するご意見

(14) ヤングケアラー支援を進めるために必要なこと

子ども・若者自身がヤングケアラーについて知ること（19件）、次いで、大人がヤングケアラーについて知ること、子ども・若者が相談しやすいような関係を大人がつくこと、学校や福祉・医療等にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口をつくること、18歳以降も支援が継続して行えることが、それぞれ（18件）と、普及啓発及び身近な大人を含めた相談体制の強化と、隙間途切れのない支援継続が求められている。

学校や福祉・医療等の関連機関にヤングケアラー支援について相談できる機関があること、学校と福祉・医療等の連携を進めることが、それぞれ（14件）、学校でヤングケアラーが何人いるか把握すること、SSW（スクールソーシャルワーカー）やSC（スクールカウンセラー）などの専門職の配置が充実することが、それぞれ（11件）となっており、学校を含めた支援体制の強化もあげられている。



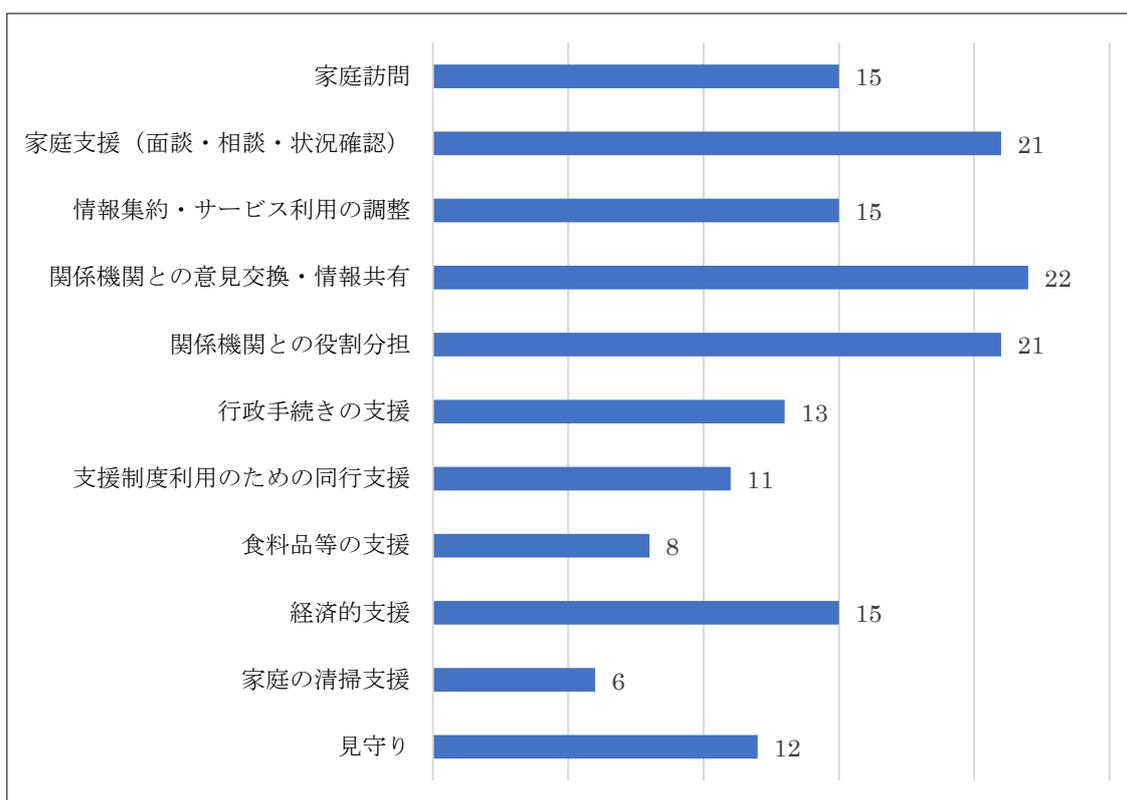
(15) 学校と福祉・医療等の連携の具体的な進め方

- 学校でアンケートなどとりますが、ヤングケアラーを把握する地域包括へつなげる必要がある。他、医療機関含む。
- 顔を合わせて一緒に話せる機会を作っていく。
- 家族の状況、本人の学校での様子など情報を共有し、役割分担し適切な手段や方法を提案すること。個人情報のやり取りが可能になるような枠組みを作る。子ども家庭センター内に部署を作る。
- 学校（教育と）福祉医療のそれぞれの分野が横断的に情報共有や連携がとれる体制を作る。
例）同一会議に出席して意見交換、顔の見える関係性作り。
- 大前提として、学校、先生が何か困ったことがあった時に安心して相談できる存在であってほしいです。課題のある家庭の子どもに対して、先生が気づく視点をもっていることが求められる。必要であれば、先生への啓発も必要と思う。支援が必要な場合には学校内でスクールカウンセラー、養護教諭 発達障害学級等の教員等と情報共有の上、見守り、支援を行い、心身の発達、学習や進学の際の確保をし、その子の不利益にならないよう、継続的にサポートができる体制があると良いのではないのでしょうか。
- 子ども側へのアセスメント（どんな介護を担っていて子どもの自由が阻害されているか）を共有することで世帯として支援を考える。
- 学校、福祉、医療の現場でヤングケアラーと気付く機会を増やしたり、連携して一次的な相談窓口を増やしていければいい。
- 包括・社協経由だけではなく、地域でかかわる専門職同士が顔の見える関係性をつくるのがまず重要と思います。医師とケアマネジャーがワールドカフェ方式でグループワークを行ったことがあります。同じように学校関係者と福祉関係者（ケアマネジャーなど実際に担当するケアマネジャー）がグループワークなどで意見交換を行い顔の見える関係性づくりや、実際の事例を知る機会を作ることが、現場での気づきを増やす機会になるのではないかと思います。
- ヤングケアラーのいる世帯についての個別のケースカンファレンスを市内の各担当者や地域包括、民生委員も含めて行い情報を共有する。
- 学校内で情報収集し、定期的に市と話し合いをする会議を行う。
- 市役所内にどちらの専門家もいる部署があれば、相談の行き先に迷うことがなくなると思います。
- 学校、学童、保育所、福祉機関、医療機関（小児科、皮膚科、眼科、歯科含む）、行政（市役所、教育委員会含む）が相互で情報を共有できる手段・ツール（アヤム等）を活用した情報共有や、勉強会、情報交換会の実施。

○それぞれが開催している連絡会や勉強会に参加し、少しの時間 10 分でもいいから、ヤングケアラーの情報共有するコーナーを常時設ける。会議のレジメに常に議題に載せておくことが大切。

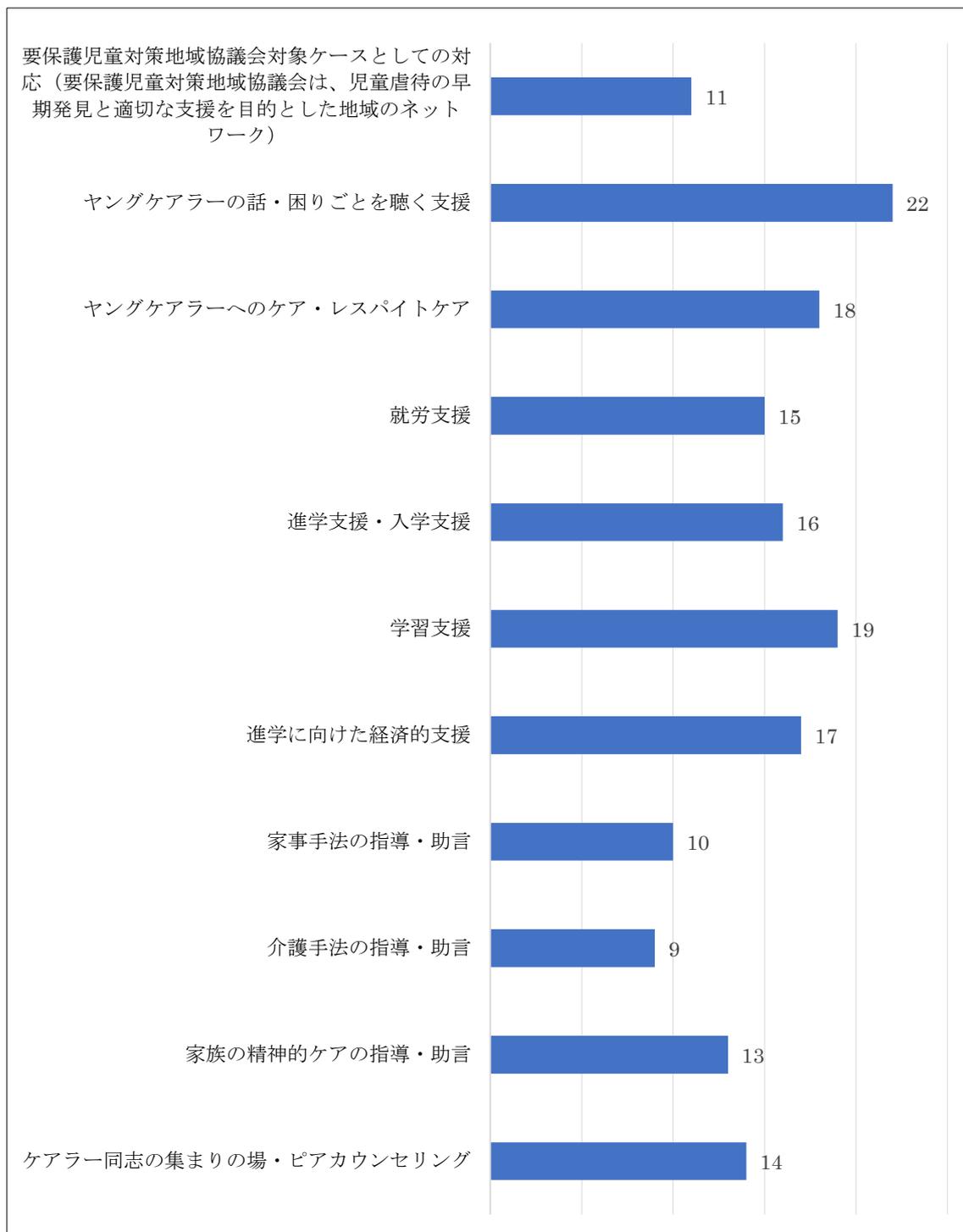
(16) ヤングケアラー支援の「世帯全体への支援」で効果的なこと

「世帯全体への支援」では、関係機関との意見交換・情報共有（22 件）が最も多く、次いで家庭支援（面談・相談・状況確認）、関係機関との役割分担が、それぞれ（21 件）と、重層的支援体制の多機関協働事業が効果的な支援との回答になっている。また、家庭訪問、サービス調整、経済的支援が同数で（15 件）の回答あり。ヤングケアラーがいる世帯を把握している事業所 13 のうち 9 事業所が経済的支援を上げており、背景に貧困等の経済的課題があることを認識・把握している様子が伺える。



(17) ヤングケアラー支援の「ヤングケアラー自身への支援」で効果的なこと

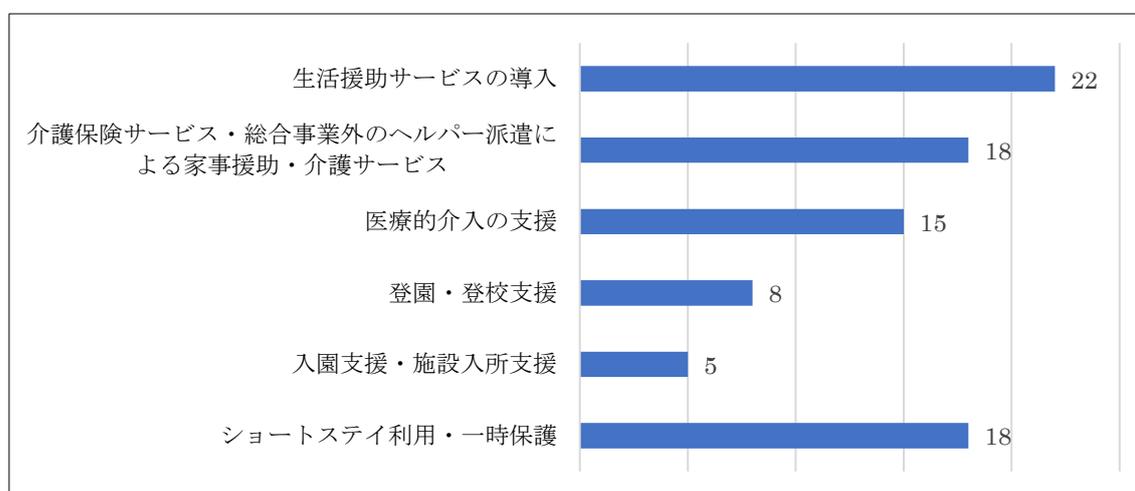
「ヤングケアラー自身への支援」では、ヤングケアラーの話・困りごとを聞く支援（22件）が最も多く、次いで学習支援（19件）、ヤングケアラーへのケア・レスパイトケア（18件）、進学に向けた経済的支援（17件）と、新たな取り組みの必要性が示唆されている。



(18) ヤングケアラー支援の「ケアを必要としている相手に対する日常的・緊急時の支援策」で効果的なこと

「ケアを必要としている相手に対する日常的・緊急時の支援策」で効果的と思われるものは、生活援助サービスの導入 (22 件)、次いで介護保険サービス・総合事業外のヘルパー派遣による家事援助・介護サービス、ショートステイ利用・一時保護が、それぞれ (18 件) となっている。

利用者に同居家族がいることをもって一律に本人への生活援助を提供しないという考え方をもたないことや、そういった運用ができることの周知徹底、また、既存事業の上乗せ・横出しによる家事援助・介護サービス創設の必要性が求められている。登園・登校支援も (8 件) と需要があり、ケアマネジャー (介護支援専門員) 等のサービス調整だけでは支援が十分でないことが見受けられる。



(19) その他総合的にヤングケアラーへの具体的な支援として効果的と思われること

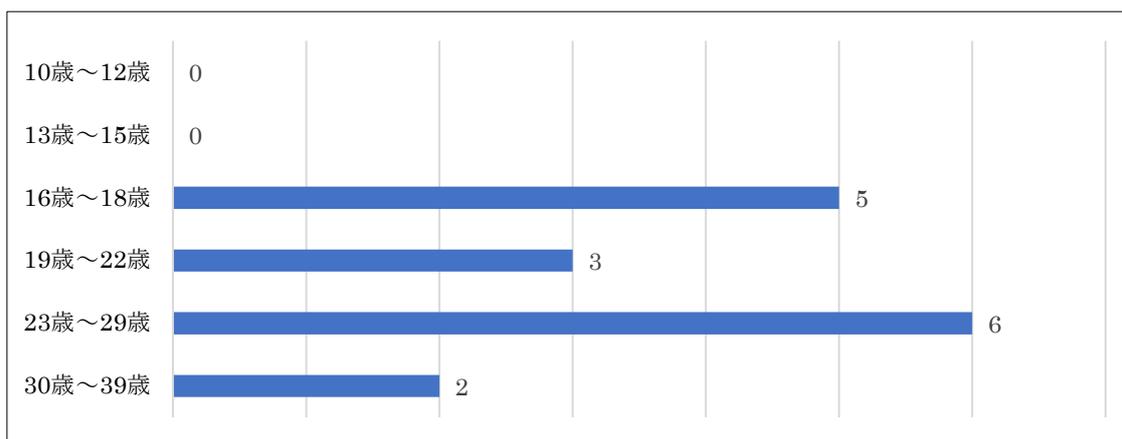
- 親の就労等により一人で自宅で過ごす時間が多いこどもの居場所 (放課後クラブ、学童等) の充実。またはケアを必要としている側の利用できる支援の柔軟性、ショートステイや利用時間の延長等を行うことでヤングケアラーが安心して過ごせる自分の時間の確保。学習の遅れがあれば、学べる機会を設け、進学への影響を少なくできるような支援が必要と思う。病気や障害をもつ親や家族を想う気持ちを最大限肯定した上で、自分の生活、将来を考えられるよう周囲に目を向けられるようなサポートができると、自分で考え行動していく力も身に付けられるのではないかと。ヤングケアラーが孤立しないよう、支援が必要な人への理解、関心をもってもらえるよう、決して他人事ではないんだよという教育が必要だと思います。
- 各々の家庭に必要な支援を把握し、実施できること

- ヤングケアラー同士がつながる場所があること
- 訪問して、利用できる制度の説明、社会資源の提案
- 介護保険で生活援助が利用できること
- 社会参加の支援：ケアを必要とする人であっても社会参加ができることを社会全体で実現することが、様々な苦悩があること、状態像があることを社会が知り理解するところとなり、結果的にケアラーやケアを必要とする人が社会に支援を求めやすくなると考えるため

(20) 現在把握しているヤングケアラーの年代

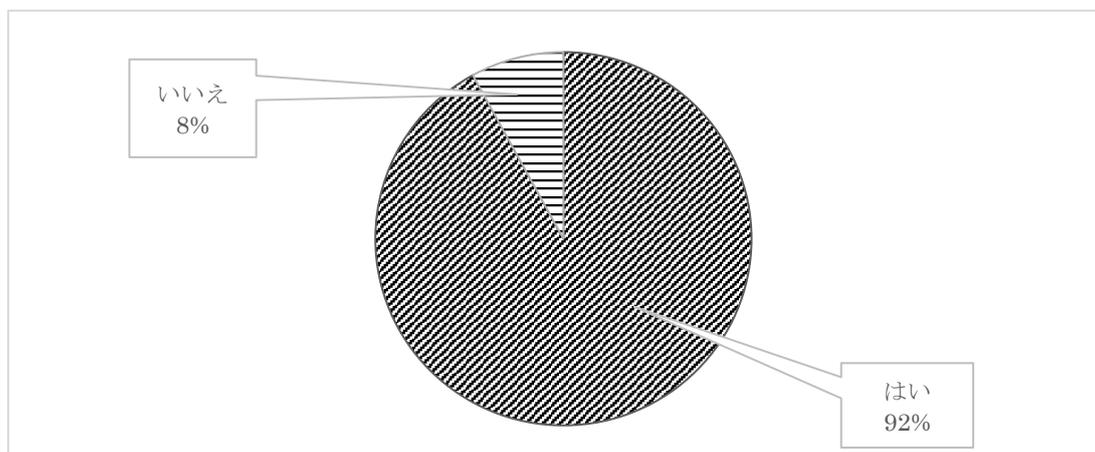
10～12歳、13～15歳はともに0人と義務教育中の児童・生徒のヤングケアラーは把握されていない。16～18歳の高校生世代は5人、19～22歳は3人、いずれも、子どもから大人への移行期の年代で、進学や就職といった人生の重要な選択が重なる時期でもあり、この時期にヤングケアラーとして家族のケアを担っている場合、通常の成長課題に加えて大きな負担を抱えることになる。適切な支援が不足し、子ども・若者が十分な選択肢を持ってない場合、進学や就職の機会を逃し、自立や社会参加に影響が出る可能性が高まる。

23～29歳は6人、30～39歳は2人。仕事と家庭、介護の両立が求められる若者世代の場合、18歳未満の時から継続的にケアを担っている場合と、18歳以上になってからケアをするようになった場合とでは状況が異なることが考えられるので、求められる支援のあり方も変化する。個別需要の更なる精査と支援者側のスキル向上が求められる。



(2 1) ヤングケアラーを把握した場合の情報提供

今後、ヤングケアラーを把握した場合の関係機関への情報提供について、23 事業所（92%）の事象者が「はい」と回答。Q20. で現在ヤングケアラーを把握している 10 事業者では、全てが、関係機関に情報提供するとの回答であった。



(2 2) ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うこと、アンケートの感想、立川市に求める支援や悩み、要望など

- 働き盛りの大黒柱であった方が障害を負うとその後の経済的な支援や介護負担で子供自身の将来に不安を抱えるのではと考える。経済支援、本人の就労支援など求める。
- なかなか情報が入ってこないことが課題だと思う。ケアラーの内容の周知が必要ではないかと思います。お手伝いが当たり前の世代では気づきにくいと思うので正しい認識を広められるとよいと思います。学校での様子で気づけるチャンスがあるのではと思います。先生方の認識がいかがでしょうか？
- 先日の連絡会の中で「たらい回しにしない」、「困ったときは相談してください」という言葉がとても印象に残りました。通報とか問題だ！ではなく、病気や障害等を抱えながら、頑張っている方たちに「困った時はいつでも相談してほしい。」「みんなと一緒に何かいい方法を考えましょう。」という姿勢で市が対応してくださるとみんなが安心して生活ができると思います。今後ともよろしく願いいたします。
- ヤングケアラー世帯の「子の独立」を目指し、就労支援とケアラーを卒業できる世帯分離ができる支援があると良い。（子供がずっとケアラーであり続けるのを防ぎたい。子が介護しなくてもいい仕組みを作る必要がある。）
- ヤングケアラーについては、高齢分野の介護支援専門員よりも、障害の相談支援員への周知や連携が先ではないかと感じた。連絡会では来年度にと話していたが、遅いのでは？とも思えた。高齢の分野でヤングケアラーのいる世帯は、介護者である

子供世帯に介護力がなく支援が必要なケースで、おおむね支援困難ケースとも思われるので、介護支援専門員はまず地域包括支援センターと協同すると思われる。その際の個別支援会議などに民生委員や重層的包括支援担当の方が入って情報を整理し、世帯の支援計画を立てていくのが望ましいのではないかとと思われる。

- 申請制度をあらためて、市から情報収集に努めないと発見できない。
- 大変だと発信できる人はいいが、出来ない人の方が多いのではないかと？行政が学校と連携してゆけば良いと思う。近隣住民の見守りや声掛け。
- アンケートに回答いたしましたが、必要な支援は支援される人（ヤングケアラーが支援している人）の状況やその世帯の経済状況にもよると思いますので、そぐわない回答もあるかもしれません
- 以前関わった事例ですが、未成年と成人したばかりの子供が母親（H保険者）介護している方がいましたが、包括して支援できる体制ではなかったと反省しました。自身も含め、障害、介護、子供、生活保護など包括して説明（訪問し面談）をし続けることが大切だと思います。
- ヤングケアラーと虐待の繋がりの可能性についてお話がありました。仰る通りと思います。養育不全家庭・ネグレクト状態の家庭では多くの場合上の子が下の子の面倒、家事の多くを担うことになり、大人や周りの人への信頼感が著しく低く、上の子自身の学力の低下、性の低年齢化、早熟化に影響を及ぼしているものと思います。しっかりとした愛着関係の形成ができないまま成人することで社会生活が難しくなったり、生活困窮から抜け出せなかったり、親が要介護状態になった時に高齢者虐待に向いてしまったり、さらにその子どもにも連鎖が起こることも十分想定されるため、子どもが子どもらしく社会から愛され社会全体でいきいきと育ていける環境の整備が少子化や地域の停滞を防ぎ、住み続けたい社会、誰かのために役に立ちたい社会へと変わっていつてくれるのではと期待しています。
- 当事者たちが求めていることを知りたい。
- ヤングケアラーを発見した際、第一発見者がどの機関へ相談したらよいかかわからないことが多いと思うので、そのような相談窓口を周知してもらうための普及・啓蒙活動が重要だと思う。

第 3 章

分析

1. ヤングケアラーへの事業所等での対応状況

ヤングケアラーの定義を知っている事業所は、知っており、施設・事業所内で周知している9事業所(36%)、知っているが、施設・事業所内での周知は特にしていない15事業所(60%)を足すと、全体の96%と認知度は高い。一方で、ヤングケアラーという言葉の概念を認識し、意識して対応している施設・事業所は24%に留まっていることを考えると、ヤングケアラー支援の必要性についての周知・啓発は、引き続き行っていく必要があると考える。

支援している世帯の中にヤングケアラーがいる(いた)と回答している事業者は13事業所52%で、そのうち10事業所77%は支援経験があると回答している。子ども家庭センターにつなぐ(つないだ)1件、地域福祉課につなぐ(つないだ)2件と数は少ないものの、担当課との連携の支援も始まっている。多くは、介護保険のサービスの調整を中心として、所属機関以外の機関と情報共有や対応の検討を行う等連携を行い、支援の中で対応されていることが分かる。

また、ヤングケアラーと思われる子ども・若者と直接話をする機会を設ける(設けた)との回答も10事業所のうち6件と高く、介護支援専門員等がヤングケアラーにとって、身近に相談できる大人の存在として期待できるものといえる。

2. 現在把握しているヤングケアラーの年代

支援している家族の年齢構成等によると考えられるが、今回のアンケート調査では、10~12歳、13~15歳はともに0人と義務教育中の児童・生徒のヤングケアラーは把握されていない。今回は、高齢・介護分野での調査であったが、次年度以降に障害分野でのアンケート調査を実施することとし、さらなる分析をしていくこととする。

3. ヤングケアラー支援を進めるために必要なこと

ヤングケアラー支援を進めるために必要なことは、子ども・若者自身がヤングケアラーについて知ること(19件)、次いで、大人がヤングケアラーについて知ること、子ども・若者が相談しやすいような関係を大人がつくること、学校や福祉・医療等にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口をつくること、18歳以降も支援が継続して行えることが、それぞれ(18件)と、普及啓発及び身近な大人を含めた相談体制の強化と、途切れ隙間のない支援継続が求められている。

学校の教職員や、福祉の相談支援者等の身近な大人がヤングケアラーに気づいて寄り添い、義務教育中から把握していくことの大切さとともに、中学卒業後、また18歳を超えた後も支援が引き継がれていく仕組みの強化が求められているといえる。

学校と福祉・医療等の連携では、それぞれの連絡会等で意識してヤングケアラーの課題を取り上げていくとともに、顔の見える関係のなかで支援について話せる機会を作っていくこと等が求められている。

4. 効果的なヤングケアラー支援

「世帯全体への支援」としては、関係機関との意見交換・情報共有（22件）が最も多く、次いで家庭支援（面談・相談・状況確認）、関係機関との役割分担が、それぞれ（21件）と、重層的支援体制の多機関協働事業が効果的な支援との回答になっている。引き続き、現状の仕組みを活用して支援していくことが有効である一方で、「ヤングケアラー自身への支援」では、学習支援（19件）、ヤングケアラーへのケア・レスパイトケア（18件）、進学に向けた経済的支援（17件）と、新たな取組の必要性が示唆された。

また、利用者に同居家族がいることをもって一律に本人への生活援助を提供しないという考え方をもたないことや、そういった運用ができることの周知徹底、また、既存事業の上乗せ・横出しによる家事援助・介護サービス創設の必要性が求められている。登園・登校支援も（8件）需要があるとみられ、ケアマネジャー（介護支援専門員）等のサービス調整だけでは支援が十分でないことが見受けられる。今ある福祉サービスについて、利用制限を柔軟にするなど、できるところから対応することで支援の幅が広がると考える。

第 4 章

質問項目

立川市ヤングケアラーへの対応に関するアンケート(居宅介護支援事業所・地域包括支援センター向け)

① 基本情報について伺います

- (1) ご回答される方の役職を教えてください。(あてはまるもの1つ選択)
- 管理者
 - ケアマネジャー・相談員
 - 事務職
 - その他
- (2) ご回答される方の職種を教えてください。複数に該当する場合は最も多く担当するものを選んでください。(あてはまるもの1つ選択)
- 医師・歯科医師・薬剤師・
 - 保健師・助産師・看護師・准看護師
 - 理学療法士・作業療法士・柔道整復師
 - 社会福祉士・精神保健福祉士
 - 介護福祉士
 - 栄養士
 - 事務職
 - その他
- (3) 貴事業所には、ケアマネジャーまたは相談員が何人いますか。
- (4) 貴事業所では、ケアマネジャーまたは相談員の一人あたりが担当している人数は、平均何人ですか。

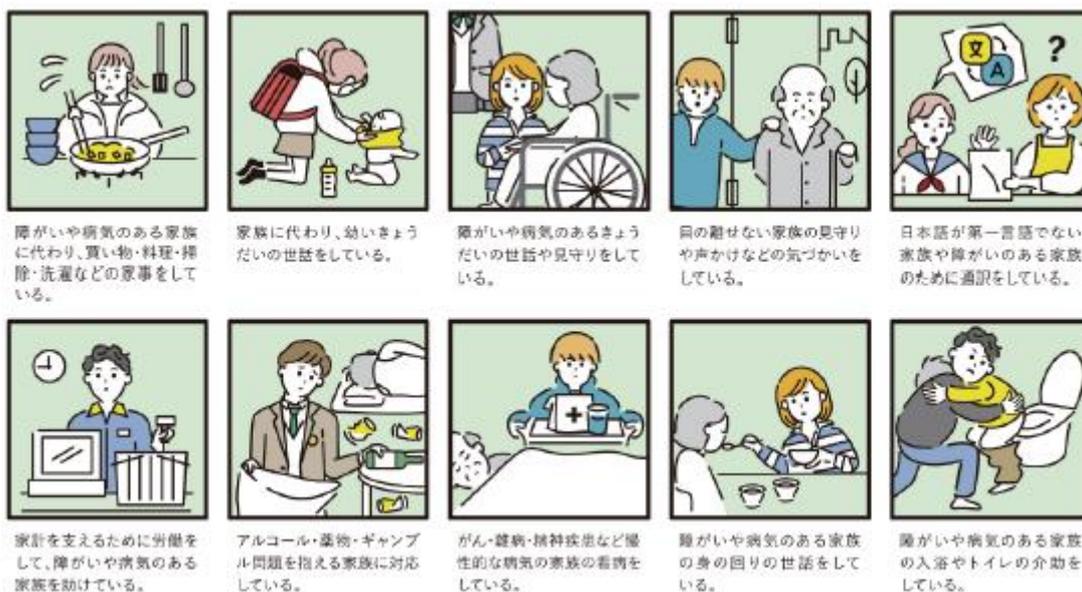
② 貴施設・貴事業所におけるヤングケアラーへの認識と対応について伺います

- (5) 貴施設・貴事業所では「改正子ども・若者育成支援推進法」において、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記したことを知っていますか。(令和6年6月12日施行、詳細は介護保険最新情報 Vol.1275 をご覧ください)(あてはまるもの1つ選択)
- 知っており、施設・事業所内で周知している
 - 知っているが、施設・事業所内での周知は特にしていない
 - 知らない
 - その他
- (6) 貴施設・貴事業所ではヤングケアラーという言葉とその概念を認識していますか(あてはまるもの1つ選択)
- 言葉とその概念を認識しており、施設・事業所として意識して対応している
 - 言葉とその概念を認識しているが、施設・事業所としては特別な対応をしていない
 - 言葉は聞いたことがあるが、概念を具体的には知らない

- 言葉やその概念を知らない
- (7) 「言葉とその概念を認識しており、貴施設・貴事業所として意識して対応している」と回答された方に伺います。ヤングケアラーと思われる子ども・若者の実態を把握していますか(あてはまるもの1つ選択)
 - 把握している
 - ヤングケアラーと思われる子ども・若者はいるが、その実態は把握していない
 - 該当する子ども・若者はいない(これまでもいなかった)
- (8) 把握している」と回答した方に伺います。ヤングケアラーと思われる子ども・若者をどのように把握していますか(あてはまるもの1つ選択)
 - アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている
 - 特定のツールはないが、できるだけヤングケアラー支援の視点を持って検討・対応している
 - その他

③ 下記のヤングケアラーの定義を踏まえて、下記の設問にお答えください。

ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のことをいいます。



- (9) ヤングケアラーの定義をみて、現在、または過去に貴施設・貴事業所が支援した家庭にヤングケアラーと思われる(可能性を含めて)子ども・若者はいます(いました)か。(あて

はまるもの1つ選択)

いる(いた)

いない(いなかった)

わからない

- (10) (9)で「いる(いた)」と回答した方に伺います。ヤングケアラーと思われる子ども・若者に対して、支援をするなど対応した経験はありますか(あてはまるもの1つ選択)

ある

ない

- (11) (10)でヤングケアラーと思われる子ども・若者に対して、支援をするなど対応した経験が「ある」と回答された方に伺います。どのような支援をしています(しました)か。(あてはまるもの全てを選択)

ヤングケアラーと思われる子ども・若者と直接話をする機会を設ける(設けた)

サービス調整を行う(行った)

情報提供をする(した)

ヤングケアラー対応窓口(子ども家庭センター)につなぐ(つないだ)

ヤングケアラー対応窓口(地域福祉課)につなぐ(つないだ)

所属機関以外の機関と情報共有や対応の検討を行うなど連携する(した)

その他(自由記述)

- (12) (10)でヤングケアラーと思われる子ども・若者に対して、支援をするなど対応した経験が「ない」と回答された方に伺います。その理由を教えてください。(あてはまるもの全てを選択)

利用者に同居家族(ヤングケアラーも含む)がいるので生活援助が位置づけられないと判断し何もしていない(しなかった)

施設・事業所としては何もできないと判断し何もしていない(しなかった)

個人情報保護の観点から関係機関と連携できず支援のあり方がわからない(わからなかった)

支援のあり方について相談できる関係機関がわからない(わからなかった)

その他(自由記述)

- (13) (9)でヤングケアラーと思われる(可能性を含めて)子ども・若者がいるか「わからない」と回答された方に伺います。その理由を教えてください。(あてはまるもの全てを選択)

施設・事業所において「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足しているため

虐待や不登校やいじめに比べ緊急度が高くないため「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになるため

家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しいため

- ヤングケアラーである子ども・若者自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を意識していないため
- その他(自由記述)

④ ヤングケアラー支援に関するご意見をお伺いします

(14) ヤングケアラー支援を進めるために必要だと思うことはどのようなことですか(あてはまるもの全てを選択)

- 地域ケア推進会議での周知啓発・取組
- 小地域ケア会議での周知啓発・取組
- 子ども・若者自身がヤングケアラーについて知ること
- 大人がヤングケアラーについて知ること
- 学校でヤングケアラーが何人いるか把握すること
- SWW(スクールソーシャルワーカー)やSC(スクールカウンセラー)などの専門職の配置が充実すること
- 子ども・若者が相談しやすいような関係を大人がつくること
- ヤングケアラーについて検討する組織を職場内につくること
- 学校や福祉・医療等の関連機関にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口をつくること
- 学校や福祉・医療等の関連機関にヤングケアラー支援について相談できる機関があること
- ヤングケアラーを支援する民間団体が増えること
- 18歳以降も支援が継続して行えること
- 学校と福祉・医療等の連携を進めること
- 特になし
- その他

(15) 「学校と福祉・医療等の連携を進めること」を選択した方に伺います。差支えない範囲で結構ですので、具体的に連携をどのように進めたらよいか、ご意見をお聞かせください(自由記述)

(16) ヤングケアラーへの具体的な支援として「世帯全体への支援」で、効果的と思われることはどんなことですか。(あてはまるもの全てを選択)

- 家庭訪問
- 家庭支援(面談・相談・状況確認)
- 情報集約・サービス利用の調整
- 関係機関との意見交換・情報共有
- 関係機関との役割分担
- 行政手続きの支援

- 支援制度利用のための同行支援
 - 食料品等の支援
 - 経済的支援
 - 家庭の清掃支援
 - 見守り
- (17) ヤングケアラーへの具体的な支援として「ヤングケアラー自身への支援」で、効果的と思われることはどんなことですか。(あてはまるもの全てを選択)
- 要保護児童対策地域協議会対象ケースとしての対応(要保護児童対策地域協議会は、児童虐待の早期発見と適切な支援を目的とした地域のネットワーク)
 - ヤングケアラーの話・困りごとを聴く支援
 - ヤングケアラーへのケア・レスパイトケア
 - 就労支援
 - 進学支援・入学支援
 - 学習支援
 - 進学に向けた経済的支援
 - 家事手法の指導・助言
 - 介護手法の指導・助言
 - 家族の精神的ケアの指導・助言
 - ケアラー同志の集まりの場・ピアカウンセリング
- (18) ヤングケアラーへの具体的な支援として「ケアを必要としている相手に対する日常的・緊急時の支援策」で、効果的と思われることはどんなことですか。(あてはまるもの全てを選択)
- 生活援助サービスの導入
 - 介護保険サービス・総合事業外のヘルパー派遣による家事援助・介護サービス
 - 医療的介入の支援
 - 登園・登校支援
 - 入園支援・施設入所支援
 - ショートステイ利用・一時保護
- (19) その他総合的に、ヤングケアラーへの具体的な支援として効果的と思われることがあれば教えてください。(自由記述)
- (20) ヤングケアラー支援の対象年齢は、おおむね 30 歳未満の者を中心として、施策内容によってはおおむね 40 歳未満の者を対象としています。貴施設・貴事業所で現在把握しているヤングケアラーの年代を教えてください。
- 10 歳～12 歳
 - 13 歳～15 歳
 - 16 歳～18 歳

19 歳～22 歳

23 歳～29 歳

30 歳～39 歳

(21) 10 歳～12 歳は何人ですか。

(22) 13 歳～15 歳は何人ですか。

(23) 16 歳～18 歳は何人ですか。

(24) 19 歳～22 歳は何人ですか。

(25) 23 歳～29 歳は何人ですか。

(26) 30 歳～39 歳は何人ですか。

(27) 今後、ヤングケアラーを把握した場合には関係機関に情報提供していただけますか(あてはまるもの1つ選択)

はい

いいえ

わからない

(28) ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うことや、このアンケートに関する感想のほか、立川市に求める支援や悩み、要望など自由にご意見をお聞かせください。
(自由記述)